

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和5年6月  
大阪税関

### 堺税関支署における通関事務処理体制の変更について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
堺税関支署におきましては、より効率的な業務運営に資するため、通関事務処理体制について下記のとおり変更を行うこととしたのでお知らせします。  
引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 変更年月日

令和5年7月1日（土）

##### 2. 通関事務処理体制の変更内容

通関総括部門を新設し、通関部門において処理していた業務の一部を移行（別紙参照）

##### 3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記の窓口へお願い致します。

堺税関支署総務課 電話（072）244-4474

(別紙)

現 行		変 更 後	
部門 (コード)	主な業務	部門 (コード)	主な業務
	(新設)	<u>通関総括部門</u> <u>(31)</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>減免税に関する事務</u></li><li>・ <u>輸出入貨物及び積戻し貨物に係る証明事務</u></li><li>・ <u>収納に関する事務</u></li><li>・ <u>タンクその他の計量機器の調査及び確認事務</u></li><li>・ <u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものに限る)</u></li><li>・ <u>カルネ通関に関する事務</u></li></ul>
通関部門 (01)	・ 海上貨物の通関に係る事務	通関部門 (01)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海上貨物の通関に係る事務</li><li>・ <u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものを除く)。ただし、特別通関部門に属する事務を除く</u></li></ul>
特別通関部門 (01)	・ 航空貨物の通関に係る事務	特別通関部門 (01)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 航空貨物の通関に係る事務</li><li>・ <u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものを除く) のうち航空貨物に係るもの</u></li></ul>